

令和3年度いじめ防止基本方針

～未然防止・早期発見・早期解決～

1 基本理念

【学校教育目標】

知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性と生きる力を身につけた子どもの育成
(目指す子ども像)・自ら本気で学ぶ子・思いやりのある子・たくましい子
(5つの合い言葉)・はやね・はやおき・あさごはん・はみがき・あいさつ

いじめ防止対策推進法の趣旨の下に、「いじめはどの学校、どの学級でも、どの児童でも起こりうる」との基本認識に立つと同時に、いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気为学校全体に醸成し、子ども達の豊かで逞しい心を育て、安心して伸び伸びと学べる教育環境を全教職員で確立する。

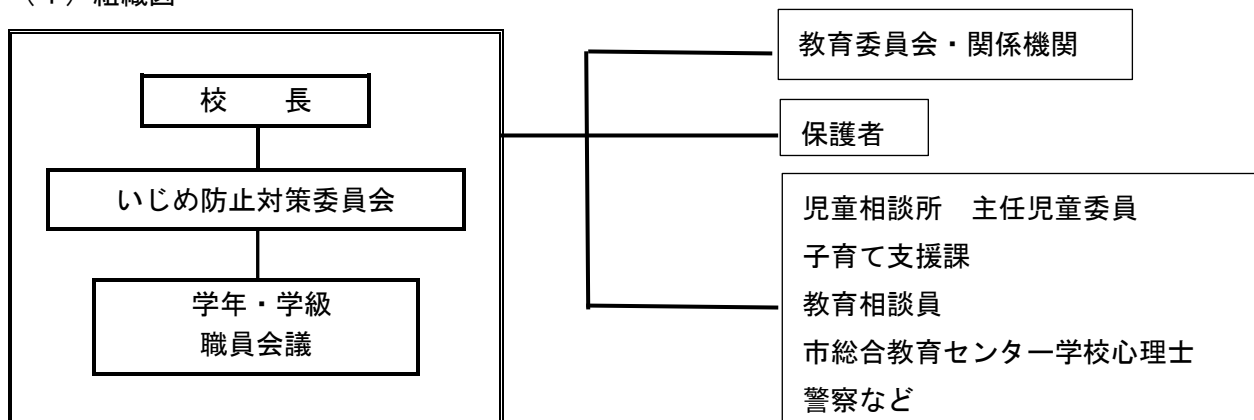
2 いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

3 「いじめ防止対策委員会」(いじめ問題に取り組むための校内組織)

(1) 組織図



(2) 構成員

① 定例いじめ防止対策委員会

校長, 教頭, 教務主任, 運営委員会

② 緊急時いじめ防止対策委員会

①に加えて, 該当学年, 教育相談員, P T A会長, 市総合教育センター学校心理士, 子育て支援課, 児童相談所, 習志野警察署等, 外部の専門的知識を有する者など, いじめの実態に即して迅速且つ的確に対応できるよう柔軟に編制する。

(3) 組織の役割, 活動内容

- ①「いじめ防止基本方針」の策定
- ②いじめの実態把握及び未然防止活動（いじめアンケートの実施等）
- ③いじめへの対応（事実関係の把握, 保護者・関係機関との連携）
- ④いじめの疑いのある事案の情報収集, 共有, 記録
- ⑤「いじめ防止基本方針」の見直し, 検証, 改善
- ⑥教職員の校内研修
 - ・不登校・引きこもりなど生徒指導に関する校内研修
 - ・配慮を要する児童への関わり方について校内研修

(4) 開催日

運営委員会のあとに定例で開催する。深刻な事案発生時は, このほかに緊急開催とする。

4 いじめの未然防止について～規律, 学力, 自己肯定感・自己存在感・自己決定・共感的人間関係～

(1) いじめ未然防止対策

- ①共感的児童理解
 - ・児童一人一人の理解に立った学校教育活動を展開し, いじめのない認め合い励まし合う学校生活を確立する。
 - ・授業中の発表も含め, 一日に一回は, 全ての児童と会話するように努める。
- ②いじめの基本的理解
 - ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」などの考え方は全くの誤りであり, 相談・通報は正義感溢れる人間として正当当たり前的人間的行為であることを理解させる。
- ③道徳を核とした全教育活動での心の教育の推進
 - ・道徳の時間を核とした全教育活動を通して命の大切さについての指導を行う。また, 「いじめは絶対に許されない」という認識を全児童がもつように指導する。
 - ・実施に当たっては, 「あったか言葉, ふわふわ言葉, ちくちく言葉」探しなど, 学年の発達段階に即した教材を工夫する。
 - ・各クラス, 授業参観で年間1回は道徳の授業を展開し, 保護者や地域と一緒に心の教育を考える機会とする。
 - ・県教育委員会推奨のピアサポートプログラムで, 豊かな人間関係づくりに取り組む。
 - ・命を大切にするキャンペーンでの人権標語・ポスターコンクール参加のように, 児童自らがいじめの問題について学び, いじめ防止に取り組む活動を推進する。
 - ・命を大切にするキャンペーンでの人権標語・ポスターコンクール参加を通し, 児童自らが体験的に学ぶ活動を実施する。また, 人権週間での啓発活動を行う。
- ④確かな学力の向上
 - ・校内研究, 研修を通じた指導力向上, 家庭と連携した家庭学習を推進する。
- ⑤生徒指導の機能を生かした授業, 認め合い励まし合う学級経営
 - ・生徒指導の機能を生かした分かりやすい授業の展開に努め児童に自己有能感, 自尊感情を醸成する。児童の肯定的評価に努め, 一人一人の児童にわかる楽しさや喜びをもたせる。また, 過度の競争意識, 勝利至上主義等で児童のストレスを高め, いじめを誘発しないようにする。
- ⑥規律正しい中にも仲良く楽しい学校行事
 - ・運動会など学校行事の中にも児童が自主的に力を合わせて活動できる部分を積極的に取り入れ, 仲間はずれやいじめなどを許さない温かく強固な全校児童集団を形成する。また過度の競争意識, 勝利至上主義等で児童のストレスを高め, いじめを誘発しないようにする。
 - ・「6年生を送る会（校内音楽会）」などでは, お互いの学年の発表の良さを見つけ合い, 認め合う心

を育てる場とする。

- ・鹿野山セカンドスクールや修学旅行などの集団宿泊的行事は、絶好の仲間づくりの場である。助け合い励まし合いながらお互いに感謝して人間関係を深める機会とする。
- ⑦ルールを守る中で「みんなで仲良く楽しく」生活する自主的主体的な児童会活動
 - ・縦割り活動（縦割り掃除，全校なかよし遊び，全校縦割りグループ歩き遠足）で，互いにルールを守り，みんなが仲良く助け合い楽しく生活することの大切さに気付かせる。
 - ・朝の挨拶運動を実施し，児童自らが互いに尊重し合い自主的協力的に気持ちよく学校生活を送れるような学校風土を形成する。
- ⑧インターネットを通じて発生するいじめの予防
 - ・各教科や総合的な学習の時間で，年間指導計画に基づき情報モラル教育を軸に日常の活動も含めて指導する。
- ⑨豊かな教育環境づくり（言語環境・緑地環境・作品環境）
 - ・いかなる場合においても，相手を傷つけるような暴言や暴力を許さない指導を行う。そのために，教職員が率先して言語環境を整え，好ましい人間関係の形成を図る。
 - ・学校園や校地内の樹木を整え，季節感のある環境に努め，情操豊かな子どもの育成を図る。
 - ・子どもの作品や学習物には，一人一人の良さを認めるコメントを添え，結果だけでは見えない取り組み方や努力したことに気付かせる。

（２）早期発見のための取り組み(事実と実感の掌握・組織的なスピーディーな対応)

「いじめはどの学校，どの学級でも，どの児童でも起こりうる」との基本認識の下で，早期発見に努める。

- ①学期に１回，いじめアンケート及び学校生活アンケート調査を定期的実施して，個々の悩みや人間関係を把握する。いじめ発生の履歴や継続性を把握するためいじめアンケートは５年間保存する。
- ②学年の発達段階に即して，日記や短作文，日常的・積極的な児童との会話など，担任との意思疎通を工夫して行う。
- ③昼休み等，授業時間外の児童の人間関係を観察する等，日常の人間関係の観察を行う。
- ④児童が訴えに来られないケースを想定し，児童同士の悪口や仲間はずれ，個々の表情，集団から離れている児童の観察，学用品隠しや靴隠し，服装の乱れや怪我など敏感に把握する。
- ⑤児童用教育相談箱（各昇降口）の設置活用を図る。
- ⑥学校だよりやホームページによる保護者教育相談の周知，いじめ防止に関する啓発を行う。
- ⑦二中学・五中学区・六中学区青少年連絡協議会での情報交換を行う。

（３）いじめを認知した場合の早期解決の取り組み

- ①学校の教職員がいじめを発見し，または相談を受けた場合は，管理職に速やかに報告し，組織的な対応につなげていく。担任が一人で抱え込むことがないようにする。全職員で情報を共有し，役割を明確にして毅然として対応をする。
- ②いじめられた児童へは，嫌なこと，恐れていることなど率直に聴取し，いじめた児童への指導の根本的な情報とする。
- ③実態を明確にするため，事実関係の聴取・調査を直ちに実施する。いじめた児童や周辺の児童への聴き取り調査においては，正確を期すため複数の教職員で落ち着いた環境でメモを取りながら行う。
- ④双方の保護者には迅速に連絡し事実関係の共有や納得を経た上で，学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めると共に，学校職員，スクールカウンセラー，市総合教育センター学校心理士などから継続的な助言を行う。

- ⑤再発防止のため、複数の教職員で休憩時間や登下校時にも見回りを行うなど、学校全体で子どもを守る強い姿勢を見せ、安心して通学できるように全教職員で支援する。
- ⑥いじめられた児童の心理的状况に応じ、養護教諭はもとより学校配置スクールカウンセラーや市総合教育センター学校心理士を要請して心のケアを行う。
- ⑦いじめた児童には、全教職員が連携して指導するのは勿論のこと、学校配置スクールカウンセラー、市総合教育センター学校心理士、習志野警察等外部専門家の協力を得て組織的に指導する。
- ⑧いじめた児童への指導に当たっては、主観的な感情に任せ一方的に行うのではなく、いじめの背景にも目を向け当該児童理解と共に自らの行為の悪質性を理解し健全な人間関係を育むことができるように指導する。
- ⑨法を犯す行為に対しては、早期に教育委員会や警察署等とも連携を図りながら対処し、出席停止や別室での授業なども視野に入れた再発防止措置を徹底する。
- ⑩いじめた児童が、いじめられた児童や通報者に物理的・精神的圧力をかけることを防止し、家庭・地域と連携して組織全体でいじめられた児童や通報者を守る。
- ⑪周囲ではやしたてたり面白がったりする児童、傍観した児童などもいじめに加担したと同じであることを理解させ、二度と繰り返さないように指導する。
- ⑫いじめに気がついた場合、加害者の言いなりになったり傍観者になったりせず、学校や保護者に通告するように指導する。

5 いじめの解消について

「いじめが解消している」状態とは少なくとも次の2つの要因が満たされている状態とする。ただし、これらの要因が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいることとする。
- ②いじめの解消について判断する時点で、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。(被害者、保護者への面談)

6 教育委員会への報告について

以下のいじめ事案については、習志野市教育委員会へ連絡(第一報)を入れることとする。

- ①いじめを起因とした欠席があるもの
- ②いじめの対応が長期化しそうなもの
- ③今後、重大事態として扱う可能性があるもの
- ④いじめに関する説明を保護者会等で行う必要があるもの

7 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日以上を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合とする。(いじめ防止対策推進法)

- ①発見者は、直ちに校長、教頭に報告する。校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。
- ②重大事態が発生した旨を、習志野市教育委員会に速やかに報告する。
- ③教育委員会と協議の上、当該事態に対処する緊急いじめ防止対策委員会を設置し対応する。

8 相談・通報窓口

- 習志野市立大久保小学校電話（474）1346
 - ・ 教頭
 - ・ 生徒指導主任
 - ・ 養護教諭
 - ・ その他、一番話しやすい教職員へ
- すずかけ教室
 - ・ 教育相談員
- 児童教育相談ボックス（保健室）
- 教育相談（学校便りで案内）

■ 関係機関

- ・ 習志野市教育委員会（451）1132
- ・ 習志野市総合教育センター（475）8341
- ・ 習志野警察生活安全課（474）0110
- ・ 千葉県中央児童相談所 043（253）4101
- ・ 千葉県子どもと親のサポートセンター
0120（415）446
- ・ 子どもの人権 110 番（千葉地方法務局内）
0120（00）7110
- ・ ヤングテレホン（千葉県警察少年センター）
0120（78）3497

9 その他

（1）職員研修について

いじめ防止基本方針及び文部科学省等の資料に基づき職員研修を実施する。

（2）公表、点検、評価について

① 公表…「いじめ防止基本方針」は、学校ホームページで公表する。

② 点検…毎年度、最終の校内いじめ防止対策委員会で1年間を見直し必要に応じて計画や取り組み方を改善し、3月の職員会議で共通理解する。

③ 評価…毎年度、学校評議員会で「いじめ防止基本方針」や取り組みの様子を評価していただく。また、学校評価で保護者からの意見をいただく。

（3）いじめ指導記録

いじめ事案が発生した場合、以下の様式に記入し、状況や経過を記録する。

作成日		作成者（指導を行った者）	
令和	年 月 日	名前	分掌・役職等
児童名	年 組		
<input type="checkbox"/> いじめを受けている <input type="checkbox"/> いじめを行っている			
いじめの状況について			
① いじめの様態			
② いじめの発端や状況 （人間関係などは図示してもよい）			
③ 保護者の状況			

指導の経過		
月 日	いじめを受けた児童に対して	いじめを行った児童に対して

